

JASTPRO 418

貿易手続簡易化のために

2013-07

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

記事1. 第19回国連CEFACT総会 出席報告	1
記事2. 平成25年度JASTPROセミナーを開催(開催結果報告)	8
記事3. 「出港前報告制度」(2014年3月10日実施)に関するお知らせ	10
記事4. AFACT e-ASIA賞募集へのお願い	12
記事5. 国連CEFACTからのお知らせ	14
記事6. その他(JASTPROからのお知らせ)	16

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事 1. 第19回国連CEFACT総会 出席報告

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
(JASTPRO)



(国連欧州本部正門より撮影)

2013年6月5日～7日までの間、ジュネーブの国連欧州本部にて開催されました第19回国連CEFACT総会につきまして、本誌前月6月号にて主要点を報告させていただきましたが、改めまして概要を以下のとおり報告します。

1. 国連CEFACT総会について

国連CEFACT総会は、国連経済社会理事会欧州経済委員会(以下UNECEと略す)の下部機関である国連CEFACT(United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business:貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)が毎年一回国連欧州本部にて加盟各国の参加を得て開催しております。

2. 参加国等

参加国は以下の22ヶ国でした。前回第18回総会に参加した18ヶ国と較べて4ヶ国増となっています。豪州、オーストリア、ベルギー、フィンランド、エストニア、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、韓国、ロシア、セネガル、スウェーデン、スイス、トルコ、トルクメニスタン、英国、ウクライナ、米国
更に、国際機関としてUNCITRAL(国連商取引法委員会)、ISO(国際標準化組織)、GS1の参加がありました。

3. 我が国からのDelegationは以下の3名です。

北島真一郎 国土交通省(Head of Delegation)
椿 弘次 国連CEFACT日本委員会委員長
石垣 充 JASTPRO 事務局

4. 総会での主なトピックは以下のとおりです。

《トピック1》 「第18回総会(2012年2月)以降の議案に関する報告」

UNECEで合意されたUNECEの組織改革方針に対する実行案が、2012年12月に事務局からEXCOM(執行委員会)に提案され、2013年2月の第58回EXCOM会合にて本実行案が承認され、その後、2013年4月の第65回UNECE会合にて承認された旨の経緯について説明がありました。

本実行案は前段には提案事項に係わる部分と、後段にはこれを実行する為のガイドラインに係わる部分との二つの部分で構成されています。

前段の「提案事項」に関して国連CEFACTの運営に係わる内容は以下のとおりです。

- ① 当初予算・計画になかった教育訓練(Capacity Building)並びに技術的支援案件については、スタッフ増員に関する臨時予算が認められたものの、要望や支援の結果が明確であるもの、時間的な早期対応が必須であること、WTO, UNCTAD, ITC等他の国際組織との連携が緊密であること、を前提としてEXCOMは容認することのこと。

☆この為、各国からの要請に応じて臨時予算を策定して対応するといったこれまでの処理が大きく制限されることとなります。

- ② EXCOMは、国連CEFACTからのEXCOMへの報告体制について、2014年末までに検討した上で、通商委員会を経由してレポートするルートが望ましいか、直接EXCOMに報告するルートが望ましいかを決定する。
- ③ 各種標準を開発する主体(body)は、実際的にも、政策的にも重要な技術的な成果物を開発するよう努める。(例:貿易円滑化に実効性が高いもの、食物の品質向上に実効性が認められるものか、貿易効率化に効果のある港湾の建設等)
- ④ UNECEの通商部における'Global Trade Solution'の3名のスタッフのうち2名を運輸部に、遅くとも2014年1月までに異動させることとする。

☆このことにより、事務局から各国への啓蒙育成支援や、国連CEFACTが提供する貿易円滑化と電子ビジネスのための技術(Instruments)支援等に影響を及ぼすのではないかと懸念がある旨、事務局の説明がありました。

2012年10月に新たに導入された「貿易円滑化導入ガイド」(TFIG: Trade Facilitation Implementation Guideline)については、事務局より、要員が削減される状況の中にあっても今後とも引き続き保守改善を行っていきたいとのコメントがありました。

- ⑤ UNECEの通商部と経済統合・協力部とを2014年1月までに統合することのこと。

後段の「ガイドライン」に記載の国連CEFACTの運営に関わる内容は以下のとおりです。

- ① ビューロメンバーの候補者は、経験、職能、出身国の支援を前提とする。

その候補者一覧は全ての参加国に対して事前に通知する。

- ② ビューロメンバーの任期は2年であり、再任は1回のみである。

《トピック2》 「国連CEFACTビューロ(理事会)による国連CEFACT 2012年～2013年の2カ年度の活動計画のうち、2012年度の活動に関する報告」

国連CEFACTビューロから国連CEFACT 2012年～2013年の2カ年度の活動計画のうち、2012年度の活動報告がありました。

報告された主なプロジェクトは以下のとおりです。

(1) 貿易円滑化PDA

- a 国連勧告第14号見直し（署名以外の方法による貿易書類の認証）開発中。
- b 国連勧告第36号（シングル・ウィンドウ間の相互運用性）開発中。
- c 官民連携の推進体制に対する支援（Approaches for Public and Private Sector consultation）
新規開発予定 準備作業中。
- d 貿易円滑化の為の官民協調（Public Private Partnership for Trade Facilitation）
新規開発予定検討中。

(2) サプライチェーンPDA

- a サプライチェーンマネジメントDomain
産業横断的インボイス（Cross Industry Invoice）についてコア要素技術仕様（CCTS）V-3.0を開発済み。今後、Cross Industry Ordering 及び Cross Industry Delivery のV-3.0を開発予定。
- b 調達・購買（Procurement）Domain
e-Tendering および Contract Financial Excursion Management（CFEM）のCCTS V-3.0の開発
- c 金融・決済（Finance/Payment）Domain
 - ・Purchase Order Finance についてV-3.0のプロジェクト提案書を作成中。
 - ・公式にISO TC68とのLiaison 関係が成立したことにより、特に本Domain についてISOと重複する作業を大幅に削減する可能性があるとのこと。

(3) 行政PDA

- a 電子的な政府調達
eProcurement についてサプライチェーンPDAと連携して作業中。
- b 提案中の案件
 - ・外国のC/Aの相互認識の標準
 - ・タイプスタンプサービスの標準
 - ・電子的に保管した長期保存データの標準
 - ・Mobileを使用した安全な貿易Transaction 交換の標準
 - ・電子パスポート/Visaの標準

(4) 産業別特化（Sectoral）PDA

- a 農業・畜産業・水産業（Agriculture）Domain
 - ・e-CERT 電子検疫データ
 - ・e-Lab 食の安全検査データ
 - ・Rapid Alert System for Feed and Food（RASFF） 飼料・食料の緊急警報データ
 - ・Fisheries catch data 漁獲量データ
 - ・Animal Traceability 家畜トレースデータ
 - ・eFood Chain 食料トレースデータ
- b 保険厚生（Insurance）Domain
新規のプロジェクト

- ・ Commercial Insuranceの為のCore Component

これまでの間、本DomainではAdministration of ContractのCCの完全版を開発してきました。その中心は私的資産、傷害(Casualty)保険、自家用車や商用車を対象とした自動車保険でした。これから本Domainは範囲を拡大して、私的資産やCasualtyの商業的リスクについての開発を行う予定です。

- ・ Property Claims HandlingのためのCore Component

これまでは自動車に関するクレーム処理についてCCの完全版を開発してきました。今後は資産のクレーム処理についても対象を拡大する予定です。

- ・ 保険金請求に対する支払い業務における健康保険のためのBuilding blocksのコア構成要素(Core Component)及びモデル

これまで本Domainは、健康保険の分野のCore Componentの完全版を開発してきましたが、今後は保険金支払い手順についての開発に対象分野を拡大する予定です。

- c 旅行・観光(Travel and Tourism) Domain

- ・ Small scaled Lodging House Project (SLH)

標準策定作業を完了し、今後実証実験を開始する予定です。

- ・ Destination Travel Information Project (DTI)

プロジェクトは既に承認されており、今後の取り組み要領について検討中です。

- d エネルギー(Utility) Domain

本件は電気、ガス、水その他のエネルギー資源の有効活用に係わる標準開発を目的とし、新規に設定されたDomainです。

新規プロジェクト:

- ・ 規制緩和が進む中に於いて、設置場所並びに計測データに関するエネルギー市場における有効活用

規制緩和に伴い、エネルギー市場に於いて、今後大量に発生すると見込まれるデータ(例えば発電送電に於ける機器の設置場所、計測・軽量場所並びに計測・軽量データ)を企業間・組織間で有効に活用するためのプロジェクト

- ・ ユーティリティ管理システムより生成されるデータの再利用

(5) 手法及び技術PDA

- a 公開データ交換フレームワーク(ODIF:Open Data Interchange Framework)

担当副議長のTim McGrath氏より説明がありました。

「長期にわたってISOと国連CEFACTとは相互協力してきた。ISOでは相互の作業にGapや重複がないよう、昨年来ISO Technical Report (ODIF)の策定を行い、国連CEFACTもその作業に参画した。同レポート(ISO/PDTR 18689)は既にISO TC/154で承認された。一方、国連CEFACTからは(ISOに対して)当該レポートが発刊される前に、更なる作業を継続すべきとのコメントを送付した。

この追加作業によって、共通に利用される技術フレームワークを記載するという最終ゴールの達成に役立つと期待する。

このことが、他のKey Playerの標準開発に利用され、また、技術仕様や標準の相互の整合性は有効に図られることになる。」

b デジタルサインの相互運用性のためのフレームワーク

本件は、前回第18回国連CEFACT総会における勧告第37号に関する以下の決議に対応しています。
決議事項12-11

『総会は勧告第37号に関し、下記を決議した。:

- ・ビューロ副議長(技法及び技術PDA担当)の指揮の下で、作業を継続する。
- ・UNCITRAL、ISO及びその他の関係組織・機関と協調し、電子(Digital)署名の相互運用性を確立するための組織的管理(Governance)の枠組みを形成するための作業に着手する。
- ・上記枠組みを2012年11月までに形成することを総会は要請する。
- ・上記枠組みには勧告第37号草案を次回国連CEFACT総会までに総会間(会期間)承認に付すことを可能とする計画を織り込むこととする。』

この決議事項に関して担当副議長のTim McGrath氏より「デジタルサインの相互運用性の標準および勧告の組織的管理のための可能なフレームワークに関する課題」(ECE/TRADE/C/CEFACT/2013/MISC2)と題する報告書で概略以下のような報告がありました。

「現在開発中の勧告第14号(署名以外の方法による貿易書類の認証)に記載するガイドラインのAnnexにおいて、現行の技術的な解決方法のひとつの例として勧告第37号での検討結果を反映することとしたい。」

(6) ビューロプログラムサポート

下記の作業完了分について報告がありました。

a コア要素技術仕様(CCTS) v-3.0を基本にしたコア構成要素辞書(CCL)の開発

Cross Industry Invoice, eTendering, Contract Final Execution Management

b 辞書とスキーマの開発・更新をできる限りの範囲で自動化する手順を採用しており、更に改善中です。

(7) 2012年～2013年の活動計画に追記されている課題に対して結果報告がありました。

その主なものは以下のとおりです。

課題a: 各プロジェクトの最新状況についてより詳細な情報を提供する。

(例:どの専門家が参加しているか、又、どの国のDelegationが参加しているか等)

<報告>

- ・各プロジェクトリーダーに対し、定期的に、かつ詳細に国連CEFACTのWebsiteに最新状況として更新するよう(ビューロは)指示した。又、同時にビューロへの報告も同様とするように指示した。
- ・各国HODが要請すれば登録した専門家の一覧を参照できることにした。
- ・国連CEFACTのWebsiteに‘Online UN/CEFACT Participant Registration Form’の機能を追加した。国連CEFACTに興味のある方が本Formに登録すると当該国のHODに連絡が入る設定としている。
- ・各HODは自国の専門家の登録状況を国連CEFACTの参加者データベースを検索することで把握できるようになった。

課題b：国連CEFACTはアジア・太平洋地域の能力向上活動（Capacity Building）に更に積極的に取り組むべきである。

<報告>

各地域の能力向上運動は現在、事務局が重点的に取り組んでいる活動。過去2回のUN/ESCAPとADBが主催するAPTF（アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム）にはビューロの副議長が出席した。

課題c：参加できる専門家が不足している現状について、より優先的な課題として対策を検討すべきである。

<報告>

前述‘Online UN/CEFACT Participant Registration Form’が現在の人材不足の解消に役立つことを期待する。まず各HODの協力が必要である。

《トピック3》 「貿易円滑化と電子ビジネスに関する課題」

貿易円滑化と電子ビジネスについて、現在行われている取り組みについて認識を新たにするため、官と民、双方の方々からそれぞれの立場により以下のプレゼンテーションが行われました。

6.1 「貿易円滑化の本質と、価値のある成果物の要件」

Johan Ponten氏 HOD of Sweden (National Trade Board)

6.2 「貿易円滑化を支援する上で技術中立性の重要性」

Jaesung Lee氏 UNCITRAL

6.3 「UN/EDIFACTの世界的な利益とそこから学んだこと」

Anders Grangard氏 GSI

6.4 「貿易円滑化のための相互運用性の育成（学術的な展望）」

Christial Huemer氏 HOD of Austria (ウィーン工科大学教授)

6.5 「標準を採用し、国を跨がった導入についての成功要因（電子調達を例として）」

Andre Hoddevik氏 ノルウェー総務省

6.6 「標準化団体間の実務的な相互協力を拡張するために焦点となるポイント」

H.Mason氏 MOU管理グループ議長

なお、各氏のプレゼンテーションの資料は下記Websiteにて参照できます。

<http://www.unece.org/index.php?id=31724>

《トピック4》 「国連CEFACTの生成する成果物のための連携した戦略的なフレームワーク」

ビューロから「国連CEFACTの生成する成果物のための連携した戦略的なフレームワーク」と題する文書について説明がありました。

この内容について今次総会で審議され、その結果を織り込んだ訂正版を改めて総会間（会期間）の承認を得た上で、向こう2カ年（2014-2015）の国連CEFACTの活動計画が策定されます。次回第20回国連CEFACT総会にて承認を得ることとなっています。

《トピック5》 選任

アフリカ地区並びにアジア・太平洋地区ラポータの改選が行われました。

アフリカ地区のラポータには引き続きIbrahima Nour Eddine Diagne氏(セネガル)が再任されました。またアジア・太平洋地区ラポータにはJASTPROの石垣充業務一部長が選任されました。任期は2年です。

5. 次回総会開催予定

第20回国連CEFACT総会は2013年12月5日(木)～6日(金)に国連欧州本部にて開催されます。

記事2. 平成25年度 JASTPRO セミナーを開催(開催結果報告)

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 (JASTPRO) は、国連欧州経済委員会の組織であります国連CEFACT (貿易の円滑化と電子ビジネスのための国連センター) の我が国の窓口として、国連CEFACTが進める「貿易手続きの簡素化や貿易取引の電子化」等に関する国内での普及・促進に向けた活動等を行っております。

当協会は、この活動の一環として、その時々において話題性の高い内容をテーマに選定しJASTPROセミナーを毎年開催しております。

本年は、6月26日(水) 14:00～17:00までの間、日本消防会館 ニッショーホール(東京都港区虎ノ門所在) 5階「大会議室」において、～国際貿易関係手続きの円滑化に向けて～と題し、以下の二つのテーマによりJASTPROセミナーを開催しました。

第一に、我が国における海上輸送に関する手続きの合理化及び電子化への取組みの観点から、岡部・山口法律事務所の山口修司弁護士に「運送書類(B/LとSea waybill)の法的問題点と将来の展望」について。

第二に、環太平洋経済連携協定(TPP)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)をはじめ、欧州、アジア諸国との自由貿易協定に向けた交渉が進展するなか、財務省関税局の香川里子税関審査官に「各国FTAにおける原産地手続(証明手続と検証手続)の最近の傾向」について。



平成25年度 JASTPRO セミナー開催会場

今回のセミナー開催につきましては、関係者の方々にご案内を差し上げましたところ、翌日には定員（150名）をはるかに超える申込みを頂くなど、盛況のうちに開催することができました。また、各講師の説明に対しまして受講者からの質問が相次ぐなど、関係業界等の関心の高さを示すものとなりました。

なお、折角お申込み頂きながらお断りせざるを得なかった皆さまには、ここに改めてお詫び申し上げます。



【山口修司弁護士による講演】

【講演内容】

運送書類(B/LとSea waybill)に関する海外を含めた現状と新条約の概要、国内法などの法的環境や運用実態等について説明

【香川里子税関審査官による講演】

【講演内容】

- FTAと原産地規則
- FTAにおける原産地手続
 - ①証明手続の4類型
 - ②検証手続の4類型
- 主要国・地域における原産地手続
 - ①日本、②EU、③米国、④ASEAN



併せて、講師の皆様のご了解を得まして、当日の講演資料を当協会 Websiteの「お知らせ欄」に7月1日付けで掲示させていただきました。

最後になりますが、本セミナーの開催に当たりまして、お忙しい中を貴重な資料をお願いいたしました講師の方々に御礼申し上げますとともに、当日来場頂きました皆様に感謝を申し上げ、また、今後とも当協会が主催するセミナーを含め、各種事業に対しご理解とご協力を頂けますようお願いし、ここにセミナー開催の報告をさせていただきます。

記事3. 「出港前報告制度」(2014年3月10日実施)に関するお知らせ

出港前報告制度にかかる施行日に関する政令が、6月28日(金)に公布され、その実施日は平成26年3月10日となりました。

昨年成立しました関稅定率法等の一部を改正する法律(平成24年3月31日法律第19号)のうち、開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該積荷に関する事項を税関に原則として電子的に報告しなければならないとする「出港前報告制度」に関する施行期日は、関稅定率法等の一部を改正する法律附則第1条第3号の規定により、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」となっております。

去る平成25年6月28日(金)に公布されました出港前報告制度にかかる施行日に関する政令(平成25年政令203号)により、その施行期日については平成26年3月10日となりました。

また、関稅法基本通達についても改正が行われ、同日に公表されておりますので、併せて報告いたします。

○ 関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

平成25年の欄の中段に掲示されています。

(平成25年政令第203号) : <http://www.customs.go.jp/kaisei/seirei.htm#H25s203>

○ 関稅法基本通達等の一部改正について(平成25年財関第759号) :

<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/H25tsutatsu/H25tsutatsu0759/index.htm>

なお、施行日に関しては、政令では日付のみが記載されており分かりにくいことから、具体的には次のとおり公表されております。

- (1) NACCSへの積荷情報の報告は、平成26年3月1日午前0時(日本時間)より受付を開始する。
- (2) 報告が義務付けられる積荷については、平成26年3月10日午前0時(日本時間)以降に報告期限が到来する積荷となる。

本補足説明内容につきましては、税関ホームページに掲載中の「今後の予定」の資料を更新の上、公表されておりますのでご参照願います。

「今後の予定」 http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/03.pdf

日本語版 http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

英語版 <http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/index.htm>

なお、参考まで「出港前報告制度」に関し、NACCSとの接続が認められたサービス・プロバイダーは、現在13社となっており具体的には以下のURLを参照願います。

日本語版 <http://www.naccscenter.com/afr/lspj.html>

英語版 <http://www.naccscenter.com/afr/lsp.html>

(注)当協会におきましては、平成23年度の事業として「日本版船積24時間前ルールに関する調査検討委員会」を設置し、その概要を報告書として要約するとともに、JASTPROセミナーを開催し貿易関係者の方々を対象にご報告させていただきました。

このこともあり当協会は、その後の本制度の動向等を広く関係者の方々に知って頂き、その円滑な導入が図れますよう、財務省関税局及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCS)が公表しております情報を集約し関係業界等にご提供させて頂いております。

記事4. AFACT e-ASIA 賞募集へのお願い

AFACT（貿易簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）の平成25年開催国・事務局であるベトナムより、AFACT参加各国の代表団事務局（我が国はJASTPROが担当）に対し、2013年 e-ASIA 賞の募集についての案内がありました。

募集要領を下記のとおりご案内致しますので、自薦他薦を問わず、積極的な応募をご検討頂けますようお願いいたします。

注) AFACTにつきましては弊JASTPRO Websiteの下記にてご案内しております。

<http://www.jastpro.org/un/afact.html>

eASIA 賞はAFACTメンバー諸国・地域（注）における貿易促進、円滑化・簡易化および商取引の電子化促進についての顕著な功績を顕彰し、併せて開発経験の共有化を図る目的で創設された賞です。2年毎に実施されております。

（前回2011年度のeASIA 賞は、小島プレス工業(株)様が民間部門の商取引の電子化部門で最優秀賞を、また、当JASTPROが永年の功績を賞して特別名誉賞を受賞しました。）

なお、AFACTの登録メンバーは下記19ヶ国と準メンバー1団体です。

アフガニスタン、オーストラリア、中華台北、カンボジア、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、中国、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、サウジアラビア

準メンバー：汎アジア電子商取引委員会（PAA）

本件eASIA 賞の創設の趣旨に賛同され、以下の対象となるカテゴリーにご関心のある方は、2013年8月16日（金）までに当JASTPRO事務局宛ご問い合わせください。

1. 賞の対象となるカテゴリー

1.1 貿易の促進、円滑化、および簡易化 -- Trade Facilitation

本賞が定めるTrade Facilitationについては下記注をご参照下さい。

1.2 公共部門（政府機関など）の取引や申請手続き等の電子化 -- Electronic Business in the Public Sector

1.3 民間部門の商取引の電子化 -- Electronic Business in the Private Sector

1.4 Internet などIT利用の格差解消 -- Bridging Digital Divide

1.5 特別名誉賞

2. 応募資格

AFACT加盟国・地域の代表団長の推薦を受けた企業・組織のプロジェクトであれば、どちらの団体様でも応募出来ます。但し、個人の方の応募はご遠慮願ください。

応募対象のプロジェクトは2010年7月3日以降に開始されたもので、既に完了したもの、また今回初めてeASIA 賞に応募するものに限られます。

3. 選考要領

2013年8月31日までに必要書類をベトナムの事務局に送付することとなっています。

その後予備選考を行い、予備選考を通過したプロジェクトについては、その旨をリーダーの方にご連絡致します。

予備選考通過の際には、11月28日(木)にベトナムのホーチミンで開催される最終選考会にプロジェクトリーダー様(もしくは代理の方)に出席頂き、プレゼンテーションを行っていただくこととなります。

翌11月29日(金)に当地にて表彰式が行われます。

なお、当地へご出張いただく際の費用のうち、渡航費を除く現地2泊分の宿泊費用は主催者が負担することとなっております。

4. その他

詳細はJASTPROホームページの「お知らせ」欄に7月5日付けにて掲載(『2013 eASIA Awards Guideline』(英語原文))しておりますのでご参照ください。

上記に関するお問い合わせは下記へお願い致します。

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 石垣 充

電話: 03-3555-6084

e-mail: m-ishigaki@jastpro.or.jp

注) eASIA 賞が定義する Trade Facilitation

2013 eASIA Award guideline が公示した定義によれば下記の様なプロジェクトが上記 1.1 のカテゴリに含まれます:

- i) 通商に係わる政府機関の法制度を均衡あるものに改善するもの
- ii) 国際貿易と電子ビジネスを振興するもの
- iii) 下記の諸点についての具体的効果を尺度として評価を行なう事で、情報の可視化を促進するもの:
 - 通商に関わる政府機関の規制の緩和や簡素化
 - 租税(関税)手続きに関わる効率化
 - 貿易振興および通商事務の効率化
- iv) 貿易手続きの簡易化やワンストップサービスを促進する先導的なモデル事業
- v) 国連CEFACTが公開した各種標準および勧告を革新的な形で適用して、(通商関係の)サービスを向上するもの
- vi) 二国間あるいは多国間の通商上の協調における成果

記事5. 国連CEFACTからのお知らせ

5-1 2013年7月5日

CCTS version 2.01に対応する現行のNaming and Design Rulesのversion2.0を2.1に改訂する為のプロジェクトへの参加募集

国連CEFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)の中でXML Naming and Design Rules version2.0を使った経験から、XMLスキーマの開発・保守が容易になる領域があるという事が判りました。

その結果、Naming and Design Rules version2.0を2.1にアップデートするプロジェクトへの参加募集を致します。versionアップデートは小規模ですので、現行のバージョン2.0と互換性があります。このアップデートの目的は、XMLスキーマの開発とメンテナンスの向上です。それは次の2つの領域について焦点をあてています。

第一の領域としてはUnqualified Data Typeスキーマを、標準的(normative)なものよりは寧ろinformativeな標準の一部にすることです。

二つ目の領域としては、スキーマのlocationに関連するPath Nameが付けられるという事です。

要件収集の一部として示唆される追加の変更事項についても考慮致します。

参加に興味のある方で、更に詳細な情報を知りたい方はChris Hosslerまでご連絡下さい。

5-2 2013年7月5日

UNECE(国連欧州経済委員会)事務局はUN/LOCODE directlyの2013年前期版(2013-01)を発行しました。本件については下記URLをご参照下さい。

日本：<http://www.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/locode/jp.htm>

諸外国：<http://www.unece.org/cefact/locode/service/location/html>

5-3 2013年7月3日

2013年10月14日～2013年10月18日にイタリアでで開催される第22回国連CEFACTフォーラムの登録ができるようになっています。

5-4 2013年6月24日

貿易円滑化のための官民パートナーシップに於いてのその背景調査に関するプロジェクトへの参加募集

これは貿易円滑化の官民パートナーシップについての背景調査に関するプロジェクトの参加募集です。貿易及び運輸円滑化の企画開発分野にて開始します。

作業の内容は円滑化において官民一体協力関係についての情報を収集する事、また最も優れた運用例を見つけ、本件に関するUNECE(国連欧州経済委員会)の勧告によって付加価値が得られるかどうかの分析を行うことです。

興味のある方は、どなたでも副議長であるDr. Lance THOMPSON氏、或いはMr. Malcolm McINNON氏にすぐにもご連絡下さい。

また、本プロジェクトについての詳細な情報は下記URLにてご覧下さい。

<http://www1.unece.org/cefact/platform/display/CNP/Background+Research+on+Public-Private-Partnership+for+Trade+Facilitation>

5-5 2013年6月19日

国連/CEFACTのコア構成要素ライブラリー(CCL)はコア構成要素技術仕様(CCTS)に基づいています。CCTSのversion3に関係する開発に関して8月20日までの60日間のパブリックレビューを公表します。

また、CCTS version3.0は国連/CEFACTの成果物のステークスホルダーに要求された機能要件に対応しています。現在CCL(CCT2.01)に依存しているユーザーグループの利便性を考慮して、新規開発にversion2.01を使用する場合はもとより、version2.01に変更を施す必要性が出る限りにおいては、メンテナンス活動はその両者に対して継続します。

国連CEFACTのCCTSversion3.0の最初の導入についてはCCL(CCTSversion3.0)のドラフトが開発されて有効になった段階に進みました。今、8月20日までの60日間のパブリックレビューの段階に進みました。プロジェクトチームによるDisposition Logの準備を容易にする為に、パブリックコメントログ(これはパブリックページで閲覧可能です)をご利用下さい。CCLのドラフト(CCTS 3.0)の追加及びこれに基づいてXMLスキーマ(XML Naming and Rule3.0を基本とした)に対応するRSMsのドラフトが次の内容物に用意されています。

Cross industry invoice (業界横断インボイス)

e-Tendering (電子見積もり)

Contract Financial Execution Management (契約実行管理)

プロジェクトチームよりDisposition Logの準備を容易にする為に提供されるプロジェクト欄のパブリックコメント欄を利用して下さい。より詳細にわたる情報につきましては、Chris Hassler氏までご連絡下さい。

5-6 2013年6月18日

国連CEFACTの産業特化企画開発領域は国連CEFACTビューローの決定を受けて、飼料・食物に関する緊急警戒通知システム開発プロジェクトを実行します。

参加ご希望の方はプロジェクトリーダーのPhilippe Loopuyt氏までご連絡下さい。

記事6. その他 (JASTPROからのお知らせ)

1. 「第1回海上運送書類に関する手続き簡素化に向けた調査委員会」(通称「海上運送書類に関する調査委員会」)が去る6月26日に開催されました。

当協会のHPに本委員会のページを設け、その内容を掲示致しました。今後も、開催される委員会の内容も適宜提示していきます。下記 URL よりアクセス下さい。

<http://www.jastpro.org/committee/kaijyou.html>

2. 「出港前報告制度」(平成26年3月10日実施)に関して当協会HPに掲載しました。

あわせて同制度施行までの経緯及び関連リンク等も掲示致しました。

下記 URL よりアクセス下さい。

<http://www.jastpro.org/committee/kowan.html>

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

JASTPRO 第39巻 第4号 通巻第418号

・禁無断転載

平成25年7月25日発行 JASTPRO刊13-05

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申しあげますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures